

平成24年10月4日

特許庁 商標課
課長 林 栄二 様

日本弁理士会 商標委員会
第1委員会委員長 本多 敬子
第2委員会委員長 石井 茂樹

要 望 書

ー「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標を拒絶する運用についてー

日本弁理士会商標委員会より、下記のとおり要望いたしますので、よろしくご検討をお願いいたします。

記

【要望】

「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標が商標登録出願された場合に、商標法第3条第1項第3号に該当するとして拒絶している現在の運用を改めるべきである。

【理由】

1. 現在の運用と問題点並びに保護の必要性

「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標が、著作物関連商品・役務（例えば、第9類「録音又は録画済みの記録媒体」等）を指定して商標登録出願された場合、「商品の品質」及び「役務の質」に該当するとして、商標法第3条第1項第3号で拒絶するのが、現在の運用である。

しかしながら、上記運用は、「歌手名・音楽グループ名」を利用した商品化事業を行うに際し、商標権を利用することができない点で問題がある。このような商品化事業には、商標権という安定した権利が必須であり、「歌手名・音楽グループ名」が有名であればあるほど、保護の必要性は高い。

各国の法制を確認してみても、「歌手名・音楽グループ名」が第9類「録音又

は録画済みの記録媒体」等を指定して商標登録出願された場合に、識別力がないと判断している国は見当たらない¹。

従って、現在では、諸外国で商標権を取得できる「歌手名・音楽グループ名」について、我が国では商標権を取得できない状況にあり、かかる状態が続けば、わが国の商標制度の利用に関する意欲が削がれることになろう。

また、国外でも活躍する国内アーティストも少なくなく、わが国の産業の一つとしてその活性化を図る必要があるにも拘らず、また、国際出願制度の利用の促進が望まれているにも拘らず、「歌手名・音楽グループ名」は識別力欠如を理由に国内登録ができないために、国際出願制度を利用することができないという問題点もある。

そもそも、「知的財産推進計画2012」には、「日本を元気にするコンテンツ総合戦略を力強く推進する。」（7頁）と謳われ、「映像や音楽といった我が国のコンテンツは、強い国際競争力を持つ優れた知的財産」（3頁）と述べられている。かかる強い国際競争力を持つ優れた知的財産である音楽コンテンツを保護するのは、著作権のみで足りるわけでないことはいうまでもないところである。わが国の優れたコンテンツを国内外において保護し、その活用を促進するには、商標登録による保護も必要である。

2. 「歌手名・音楽グループ名」が識別力を肯定されるべき理由

現在の運用は、「歌手名・音楽グループ名」を利用した商品化事業を、商標権という安定した権利のもとで行わせることを不可能ならしめている点で問題があるが、かかる運用は、そもそも「識別力判断のあるべき姿」として妥当ではない。その理由は、以下の通りである。

（1）商標法第3条第1項第3号の趣旨との関係

商標法第3条第1項第3号に規定する「商品の品質・役務の質」とは、商品または役務の特性を記述するもので、生来的に「標識」になりづらい性質を有するものである。商標法がこのような表示を登録排除の対象としているのは、「商品の品質・役務の質」は、取引の際に、一般的に使用されることの多い表示であるから、自他識別の機能を欠くことが多く、また、たとえ、出所標識としての機能を有する場合があっても、取引上何人にとっても必要な表示であるから、特定の人だけに独占的に使用させることは公益上も妥当ではないから、であるとされている。つまり、商標法第3条第1項第3号は、「公益的な事由」

¹ 平成23年度第2商標委員会第1小委員会『「歌手名・音楽グループ名」の識別力についての考察』『パテント』Vol.65・No.7、2012年、41頁以下。

を配慮した上での登録阻却要件である²。

然るに、「歌手名・音楽グループ名」は、商品「録音又は録画済みの記録媒体」の特性を記述する表示ではなく、十分自他識別の機能を有する標識であるから、これを「商品の品質・役務の質」と評価することは妥当ではない。

また、取引上それを第三者に開放しなければならない必要性はなく、特定人（たとえば、レコード会社等）に独占的に使用させたとしても、公益上問題となるような事態は全く想定し得ないところである。

従って、「歌手名・音楽グループ名」について、「商品の品質・役務の質」に該当するとして、商標法第3条第1項3号を適用する現在の運用は、条文の趣旨を逸脱したもので、到底容認できるものではない。

（２）識別力判断の在り方

現在の運用は、「歌手名・音楽グループ名」を「歌唱者名」や「演奏者名」として表示されることを前提とした上で、審査がなされているものと思われる。

しかしながら、商標登録出願は、商標登録を受けようとする商標を指定商品について“商標として”使用することを前提になされるものであるから（第3条第1項柱書参照）、使用態様を「歌唱者名」や「演奏者名」として使用される場合のみに限定した上で、識別力判断を行う現在の運用は、審査の在り方として疑問が残るところである。

「歌手名・音楽グループ名」を「レーベル名」（言うまでもなく「商標」である）として今後において使用する場面は十分に想定され³、そのような可能性を審査において一律に排するべきではない。

（３）商標審査基準（「題号」部分）との関係

「歌手名・音楽グループ名」と同様に、「著作物」や「実演」等、著作物関連商品・役務について使用される表示として「題号」があり、題号については「商標審査基準」において取扱いが規定されている。

しかしながら、上記審査基準は、「題号がただちに特定の内容を表示する」場合の取扱いであり、全ての題号が、商標法第3条第1項第3号に該当する旨を規定するものではない。

「歌手名・音楽グループ名」は、一般的に、それが「ただちに特定の内容を表示する」ものではないから、この基準に準じて、商標法第3条第1項第3号

² 網野誠「商標〔第6版〕」（有斐閣、2002年）、224頁。

³ 特許庁審決においても、「法人の名称」としても使用されていること等を理由に商標登録を認めた審決が存在している（たとえば、不服2007-650053号「METALLICA」、不服2010-09344号「THE OFFSPRING」）。

を適用する必要性はない。

3. むすび

以上の次第であるから、「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標が、第9類「録音又は録画済みの記録媒体」等を指定して商標登録出願された場合に、商標法第3条第1項第3号に該当するとの現在の運用を改めるべきである。

以 上